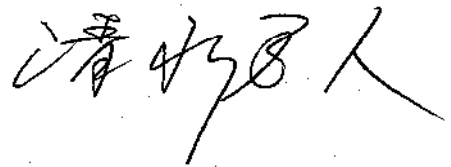


さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する
利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和8年 8月 27日

さいたま市長

A handwritten signature in black ink, appearing to read '清水 邦人' (Shimizu Kōji), written in a cursive style.

さいたま市規則第 8 3 号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則の一部を改正する規則

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則（平成 2 7 年さいたま市規則第 7 0 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第 1（第 2 条関係） [略] 備考 1 「所得割額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいう。所得割額の計算に当たっては、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4 第 5 項</u>、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、<u>第 7 条の 3 第 3 項</u>並びに第 4 5 条の規定は、適用しないものとする。 2・3 [略]	別表第 1（第 2 条関係） [略] 備考 1 「所得割額」とは、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 9 2 条第 1 項第 2 号に規定する所得割の額をいう。所得割額の計算に当たっては、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4 第 6 項</u>、<u>第 5 条の 4 の 2 第 5 項</u>、第 5 条の 5 第 2 項、第 7 条の 2 第 4 項及び第 5 項、<u>第 7 条の 3 第 2 項</u>並びに第 4 5 条の規定は、適用しないものとする。 2・3 [略]
別表第 2（第 2 条関係） [略] 備考 1 「均等割額」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4</u>	別表第 2（第 2 条関係） [略] 備考 1 「均等割額」とは、地方税法第 2 9 2 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、「所得割額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。この場合において、同法第 3 2 3 条に規定する市町村民税の減免があったときは、その額を所得割額又は均等割額から順次控除して得た額を所得割額又は均等割額とし、所得割額の計算に当たっては、同法第 3 1 4 条の 7、第 3 1 4 条の 8 及び第 3 1 4 条の 9 並びに附則第 5 条第 3 項、<u>第 5 条の 4</u>

第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第3項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

2～4 [略]

5 この表の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が2人以上いる場合の特定被監護者等のうち第2年長子どもに係る利用者負担額は、この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とする。

6 この表の規定にかかわらず、政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に3人以上いる場合の負担額算定基準子どものうち第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

7 この表及び前項の規定にかかわらず、特定被監護者等が3人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の特定被監護者等のうち第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

第6項、第5条の4の2第5項、第5条の5第2項、第7条の2第4項及び第5項、第7条の3第2項並びに第45条の規定は適用しないものとする。

2～4 [略]

5 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割額が63,900円未満である場合は、この表の規定にかかわらず、この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じた額とする。

(1) 「母子世帯等」…母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に子どもを扶養しているものの世帯

(2) 「在宅障害児（者）等のいる世帯」…次に掲げる者を有する世帯をいう。

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者

オ 要保護者及び市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

6 子どもの属する世帯が前項各号に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割額が63,900円以上77,101円未満である場合には、この表の規定にかかわらず、3歳未満児に係る利用者負担額は、9,000円とする。

7 この表及び前2項の規定にかかわらず、子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「政令」という。）第14条に規定する特定被監護者等（以下「特定被監護者等」という。）が同一世帯に2人以上いる場合であって、特定被監護者等のうち、第1年長子どもが認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、同法第6条の3第9項から第12項まで又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とす

8 子どもの属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、市町村民税所得割額が63,900円未満である場合は、この表の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち第1年長子どもに係る利用者負担額は、この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じた額とする。

(1) 母子世帯等（母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者が現に子どもを扶養している世帯をいう。）

(2) 在宅障害児（者）等（次に掲げる者をいう。）のいる世帯

ア 身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者その他適当な者

オ 要保護者及び市長が要保護者に準じる程度に困窮していると認める者

9 子どもの属する世帯が前項各号に掲げる世帯の場合であって、市町村民税所得割額が63,900円以上77,101円未満である場合には、この表の規定にかかわらず、特定被監護者等のうち第1年長子どもに係る利用者負担額は、9,000円とする。

10 この表及び第5項から第8項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第8項各号に掲げる世帯に該当する場合であって、市町村民税所得割額が77,101円未満であり、かつ、特定被監護者等が2人以上いる場合の特定被監護者等のうち第1年長子ども以外の子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

11 第5項及び第8項の規定により算定され

るものであって、法第30条の11第1項の規定による確認を受けたものをいう。）に在籍している場合の第2年長子どもの利用者負担額は、この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額とする。

8 この表及び前3項の規定にかかわらず、政令第13条第2項に規定する負担額算定基準子ども（以下「負担額算定基準子ども」という。）が同一世帯に2人以上いる場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 負担額算定基準子どものうち第2年長子どもである子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額

(2) 負担額算定基準子どものうち第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子ども 0円

9 この表及び前4項の規定にかかわらず、特定被監護者等が2人以上いる場合であって、市町村民税所得割額が57,700円未満である世帯の場合の次の各号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、当該各号に定める額とする。

(1) 特定被監護者等のうち第2年長子どもである子ども この表により算定された利用者負担額に2分の1を乗じて得た額

(2) 特定被監護者等のうち第1年長子ども及び第2年長子ども以外の子ども 0円

10 この表及び第5項から前項までの規定にかかわらず、子どもの属する世帯が第5項に該当する世帯の場合の前項第1号に掲げる子どもに係る利用者負担額は、0円とする。

11 第5項から第9項までの規定により算定

た利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、当該端数を切り捨てた額とする。	された利用者負担額に10円未満の端数があるときの利用者負担額は、 <u>第5項から第9項までの規定にかかわらず</u> 、当該端数を切り捨てた額とする。
12 [略]	12 [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年9月1日から施行する。ただし、別表第1備考第1項及び別表第2備考第1項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後のさいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に関する利用者負担額を定める条例施行規則別表第2の規定は、この規則の施行の日以後に行われる子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育、同法第28条第1項第2号に規定する特別利用保育、同項第3号に規定する特別利用教育、同法第29条第1項に規定する特定地域型保育、同法第30条第1項第2号に規定する特別利用地域型保育、同項第3号に規定する特定利用地域型保育及び同項第4号に規定する特例保育（以下この項において「特定教育・保育等」という。）に係る利用者負担額について適用し、同日前に行われた特定教育・保育等に係る利用者負担額については、なお従前の例による。